

災廃受け入れ

17道府県5政令市が前向き

環境相が宮城・岩手と意見交換 受け入れ基準告示

政府は東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関して、まだ受け入れを表明していない

35道府県10政令市に対し3月に協力要請を行って

いたが、この回答結果を細野豪志環境相が17日に開かれた関係閣僚会合で報告した。45自治体のうち17道府県5政令市が受け入れに向けて前向きな回答をしていることが分かった。これを受け細野環境相は23日、宮城・岩手の両県知事と面会し意見交換を行った。また、広域処理の受け入れに関する基準などが告示された。

梨県、北九州市の3県1政令市(合計約22万ト)。道府県のうち受け入れ検討自治体名について具体的に回答したのは新潟県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、福岡県の6府県だった。また、受け入れ方針などについて北海道、茨城県、栃木県、千葉県、愛知県、三重県、兵庫県、島根県、千葉県、新潟市、京都市、神戸市の8道府県4政令市が具体的に回答した。

また、17日には広域処理に関する受け入れ基準等が示された。焼却後の焼却灰等の放射能濃度は8千ベクレル以下とされているが、焼却前の災害廃棄物の放射能濃度の目安としては240ベクレル以下、流動床炉を用いる場合は480ベクレル以下とされた。